

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

利用者様(または利用者様の家族)が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

① 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 愛心会
代表者氏名	理事長 義山 正浩
所在地	鹿児島県鹿児島市下福元町 9057 番地 TEL 099-284-6325 FAX 099-284-6381

② 利用者様への居宅介護支援業務を担当する事業所名

【1】事業所の所在地等

事業所名	居宅介護支援事業所 桜の苑
介護保険事業者番号	4670102567
事業所所在地	鹿児島県鹿児島市下福元町 9057 番地
連絡先 相談担当員	TEL 099-284-6325 FAX 099-284-6381 相談担当介護支援専門員 南 尚子
事業の実施区域	鹿児島市(桜島町を除く)・南九州市(穎娃町を除く)

【2】事業所の営業日時

営業日 営業時間	月曜日～金曜日 土曜日・日曜日以外の祝日 8時30分～17時30分
休日	土曜日 日曜日 12月31日～1月3日(緊急時の場合はこの限りではない)

【3】事業所職員名

職種	名前	勤務状況	兼務先
管理者 主任介護支援専門員	南 尚子	常勤・専従 8:30～17:30	
介護支援専門員			

【4】 目的・運営方針

事業の目的	事業所所属の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基に、適切なサービスが利用できるように、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	① 利用者が可能な限り、その居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮する。 ② 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者や家族の選択に基づき適切なサービスが多様な業者から提供されるように配慮する。 ③ 提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することなく、公正中立に行う。 ④ 市町村、その他の事業所との連携に努める。

③ 居宅介護支援の内容、利用料等

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険の適用	介護保険給付額	利用者負担
①居宅サービス計画の作成	別紙（居宅介護支援業務の実施方法について）に掲げる内容を参照してください。	①～⑦は居宅介護支援での一連の業務として介護保険の対象となります。	下表のとおり	介護保険での適用となる場合には、利用者負担はありません。（全額介護保険により負担されます）
②サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況の把握・評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護（支援）認定申請の代行				
⑦相談業務				

④ 利用者居宅への訪問頻度

当事業所の介護支援専門員が、状態把握のため、利用者様の居宅を訪問する回数	要介護認定有効期間中、少なくとも月 1 回
--------------------------------------	-----------------------

※ ここに記載する訪問頻度の回数以外にも、利用者様からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合は、利用者様の承諾を得、訪問する事があります。

⑤ 居宅介護支援の提供にあたって

- 【1】居宅介護支援の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格・要介護認定の有無・要介護認定の有効期間 など）を確認させていただきます。被保険者証の住所などの記載内容に変更があった場合は、速やかにお知らせ下さい。
- 【2】利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように援助します。また要介護認定の更新の申請は、遅くとも現在の認定有効期間が終了する 30 日前までに行われるように援助します。

- 【3】利用者様が 病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当している介護支援専門員の氏名 連絡先を入院される病院又は診療所に伝えていただく必要があります。

担当介護支援専門員名 ()

事業所名 居宅介護支援事業所桜の苑

住所 鹿児島市下福元町 9 0 5 7 番地

電話番号 099-284-6325

- 【4】公正中立なケアマネジメントの確保の為、事業所が前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合について別途資料にて説明いたします。

⑥ 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

⑦ 感染症の予防及びまん延防止の為の措置

- 【1】感染対策委員会の開催
- 【2】感染症及びまん延防止のための指針の整備
- 【3】感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- 【4】感染症防止に関する担当者は管理者とする。

⑧ 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

⑨ 高齢者虐待の防止・権利擁護について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、必要な措置を講じます。

高齢者虐待防止に関する 取り組み	① 虐待防止に関する責任者を選定します。 虐待防止に関する責任者 管理者・南 尚子 ② 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上や技術の向上に努めます。 ③ 必要時には「個別支援計画」の作成など適切な支援の実施に努めます。
権利擁護・その他に関する 取り組み	① 必要時には成年後見制度の利用を支援します。 ② 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

⑩ 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者様及び家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。 ② 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ 事業者は従業者に業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるために、従業者の守秘義務については業務を終了した後や従業者の退職後も継続するように雇用契約を結んでいます。
個人情報の保護について	① 事業者は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を利用いたしません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を利用いたしません。 ② 利用者様、及び利用者様の家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を以って管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容の開示をすることとし、開示の結果、情報の訂正・追加又は修正を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際しての複写料などが発生する場合は、利用者の負担となります)

⑪ 緊急時及び事故発生時の対応について

介護支援サービス提供時の緊急対応について	介護支援サービス提供時に、利用者様の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡をとる等の必要な措置を講じます。
介護支援サービス提供時の事故発生での対応について	介護支援サービス提供時に事故が発生した場合は、事故に対応した適切な処置・措置をおこない、家族、主治の医師、保険者等に連絡をとり、後日事故報告書を作成し、家族、主治の医師、保険者等に配布し、再発の防止に努めます。 (事業所として事故対応マニュアルを作成し、賠償責任保険にも加入しております)

⑫ 介護支援業務に関する相談・苦情について

【事業所の窓口】 社会福祉法人 愛心会 居宅介護支援事業所 担当 南	所在地 鹿児島県鹿児島市下福元町 9057 番地 電話番号 099-284-6325 Fax 番号 099-284-6381 受付時間 午前8時30分午後5時30分
【市町村の窓口】 鹿児島市役所健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課 給付係	所在地 鹿児島県鹿児島市山下町 11 番 1 号 電話番号 099-216-1280 ファックス 099-219-4559 受付時間 8時30分～17時15分
【団体の窓口】 鹿児島県国民健康保険団体 連合会介護保険課 介護相談室	所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 電話番号 099-213-5122 ファックス 099-213-0817 受付時間 9時～17時
【団体の窓口】 鹿児島県社会福祉協議会事務 局長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員 会	所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号 県社会福祉センター5階 電話番号 099-286-2200 ファックス 099-257-5707 受付時間 9時～16時

以上、上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者様に説明いたします。

注意 この『重要事項説明書』は、ご利用者様と事業所の契約内容と同一の内容となります。契約中は大切に保管ください。

説明年月日		令和 年 月 日 ()
事業者	所在地	鹿児島県鹿児島市下福元町 9057 番地
	事業所名	居宅介護支援事業所 桜の苑
	連絡先	0 9 9 - 2 8 4 - 6 3 2 5
	説明者氏名	

居宅介護支援利用同意書

私は、「社会福祉法人 愛心会 指定居宅支援事業所 桜の苑」からの居宅介護支援の開始に当たり、利用者又は家族に対して「指定居宅介護支援等の事業の人員・設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき作成された、「重要事項説明書」により事業所の重要事項の説明をうけ、「重要事項説明書」の交付を受けました。

説明日	令和 年 月 日
事業所法人名	社会福祉法人 愛心会
事業所住所	鹿児島県鹿児島市下福元町 9057 番地
事業所名	指定居宅介護支援事業所 桜の苑

私は、本書面に基づいて貴事業所より、重要事項の説明を受けました。
今後、貴事業所からの居宅介護支援の提供開始に同意します。

記入日	令和 年 月 日		
利用者名			
利用者住所			
御家族		続柄（ ）	
御家族住所			

作成者 居宅介護支援事業所 桜の苑
令和1年8月27日作成（第14版）
令和6年4月1日 改正

個人情報保護法に基づく好評事項等に関する事項

個人情報保護に関する法律に基づき、当事業所における個人情報の取り扱い及び開示等につきまして記載及び説明をさせていただきますので、ご確認の上ご承諾頂きますようお願い申し上げます。

社会福祉法人 愛心会
指定居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所 桜の苑
義山 正浩
(平成28年12月1日制定)

【1】当事業所が取り扱う個人情報の利用目的は次のとおりです。

個人情報保護法の趣旨並びに厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」に基づいた利用目的とします。

利用者様（契約者）への居宅介護支援サービスの提供に必要な利用目的	① 当事業所内部での利用に係る事項 1. ご利用者様（契約者）に対する居宅介護支援サービス提供のための調整 2. 介護報酬の管理・請求にかかる事務及び会計・経理業務 3. アセスメントによるニーズの把握とケアプラン原案の作成・修正業務 4. 事故・苦情等の報告 5. サービスの利用状況及び経過の確認業務（モニタリング）及び記録 6. 事業所内部における学生等の実習の協力 7. 事業所内における職員の資質向上を目的とした事例研究 8. その他利用し者様の管理運営に必要な業務 ② 当事業所外部での利用者に係る事項 1. 主治医との連絡調整・情報提供、他のサービス事業所との連絡調整等の連携、サービス担当者会議の開催及び照会 2. ご家族等への心身の状況説明 3. 他の医療機関等への照会や意見・助言を求める場合 4. 職員の資質向上を目的とした事業所外事例研究 5. 賠償責任保険等に係る専門団体や保険会社等への相談及び届出
----------------------------------	---

	6. 国民健康保険団体連合会への保険請求 ③ その他の利用 1. 行政機関等からの照会及び実地指導・外部監査等における情報提供 2. 管理運営業務の維持・改善のための基礎資料
--	---

【2】 当事業所が取り扱う保有個人データに関する事項は次のとおりです

- (1) 当核個人情報取り扱う事業所（当事業所）の名称
指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所 桜の苑
- (2) 当事業所が取り扱う保有個人データとその保管方法
居宅サービス計画書（ケアプラン）など法令において作成・保存が義務付けられているものを基本としています。保管は、ハードによるソフトウェアへの保管（パスワードによるセキュリティ含む）及び収納庫による施錠を行い、管理を万全なものとしています。

【3】 個人情報の開示等の求めに対する手続き

- (1) 事業所の保有個人データに関する開示・閲覧等の求めにつきましては、各担当介護支援専門員へお問い合わせ下さい
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式につきましては、各担当介護支援専門員へお問い合わせ下さい
- (3) 開示等のもとめをする者がご本人またはその代理人であることの確認の方法につきましては各担当介護支援専門員へお問い合わせ下さい
- (4) 開示を求める際の手続き料の額及び徴収の方法につきましては各担当介護支援専門員へお問い合わせ下さい

【4】 第三者からの照会に対して個人情報を提供する場合について

- (1) ご利用者様及びご家族の事前の承諾なしに第三者への情報提供は致しませんが、法令に基づく場合や生命、身体又は財産の保護のために必要があり本人の同意を得ることが困難である場合は情報提供を行います

【5】 ご家族に関する個人情報の取り扱いについて

- (1) 緊急連絡先として、又担当者会議等においてご家族のご意向等をお伝えすることでご家族の個人情報を用いることがあります
- ◎上記のうち、情報の利用・提出について同意しがたい事項がある場合はその旨を担当介護支援専門員へお申し出下さい。個人情報の利用・提供の制限を行います。ただし、制限したことにより居宅介護サービスの提供に制限が生ずる場合があります。
- ◎お申し出がないものにつきましては、同意頂いたものとして取り扱わせて頂きます。
- ◎お申し出はいつでも撤回、変更が可能です。
- ◎利用目的に追加・変更等が生じた場合は書面にて説明し、同意を頂くことと致します。

個人情報利用同意書

私、及び家族の個人情報につきましたは、介護サービス計画（ケアプラン）の作成にあたり、連絡先・家族の状況・介護状況等の個人情報をサービス担当者会議（カンファレンス）等に於いて、開示する事に同意致します。

尚、介護サービス計画の作成及びサービス担当者会議等に不必要な情報の開示については同意致しません。

同意書記入日	令和 年 月 日		
利用者名			
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
利用者住所			
御家族		続柄（ ）	
住所			

事業所法人	社会福祉法人 愛心会
事業所住所	鹿児島市下福元町 9057 番地
事業者	居宅介護支援事業所 桜の苑